

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

第一条による改正（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号））

改 正	案	現 行 条 例
	<p>（基準該当生活介護の基準）</p> <p>第九十七条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者数と基準該当生活介護を受ける利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者数が指定通所介護の利用者数と基準該当生活介護を受ける利用者数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 略</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）</p> <p>第九十八条 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。</p> <p>一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定</p>	<p>（基準該当生活介護の基準）</p> <p>第九十七条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者数と基準該当生活介護を受ける利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者数が指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>四 略</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）</p> <p>第九十八条 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。</p> <p>一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定</p>

地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。)第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。)が二十五人以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者数)とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。)が登録定員の二分の一から十人までの範囲内であること。

三 略

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)
第一百十二条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。)第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。)が二十五人以下であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者数)とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は

特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。)が登録定員の二分の一から十人までの範囲内であること。

三 略

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は

特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)
第一百十二条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対し指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者数）と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。）が通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内であること。

三 略

四 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第五十一条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二十六条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 略

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者数が指定通所介護の利用者数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 略

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第六十一条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二十六条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は

特区分令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者）の数の合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。）が通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内であること。

三 略

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第五十一条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二十六条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 略

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 略

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第六十一条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二十六条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練

（「という。」の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 略

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者数が指定通所介護の利用者数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 略

（「という。」の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 略

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 略